

# 関東信越税理士会 熊谷支部12月例会次第

日時 令和4年12月12日(月)

午後4時00分～

場所 ホテルガーデンパレス

## 1. 会務報告

- |                |                         |                            |
|----------------|-------------------------|----------------------------|
| (1) 11月 7日(月)  | 高岡 洋会員ご尊父様 通夜・告別式       |                            |
| (2) 11月 8日(火)  | 関係機関との協議会・例会            | 於 熊谷市立文化会館                 |
| (3) 11月 8日(火)  | 県北ブロック研修会               | 於 熊谷市立文化会館                 |
| (4) 11月 9日(水)  | 法人会年末調整セミナー             | 於 ホテルガーデンパレス               |
| (5) 11月14日(月)  | 法人会年末調整セミナー             | 於 埼玉グランドホテル深谷              |
| (6) 11月16日(水)  | 農業青色申告会との協議会            | 於 くまがや農業協同組合<br>西部営農経済センター |
| (7) 11月17日(木)  | 令和4年度 納税表彰式             | 於 熊谷文化創造館さくらめいと            |
| (8) 11月17日(木)  | 「税を考える週間」税理士による無料電話相談   | 於 電話相談                     |
| (9) 11月17日(木)  | 第32回学術研究討論会             | 於 Gメッセ群馬                   |
| (10) 11月28日(月) | 顧問相談役会                  | 於 木曾路 熊谷店                  |
| (11) 12月 2日(金) | 女性部交流会                  | 於 深谷シネマ・懐石 亀山              |
| (12) 12月 6日(火) | 税務支援対策部確定申告期無料納税相談日程表作成 | 於 支部事務局                    |
| (13) 12月 7日(水) | 正副支部長・地域長会議             | 於 支部事務局                    |
| (14) 12月 7日(水) | 熊谷税務署との協議会              | 於 熊谷税務署                    |

## 2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 研修会  
日時 12月12日(月)午後2時00分～4時00分  
場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 例会・関係機関との協議会  
日時 12月12日(月)午後4時00分～5時00分  
場所 ホテルガーデンパレス
- (3) 支部理事推薦委員会  
日時 12月12日(月)午後4時00分～  
場所 ホテルガーデンパレス
- (4) 四者協議会  
日時 12月13日(火)午後2時00分～  
場所 熊谷税務署
- (5) 熊谷商工会議所 新春賀詞交歓会  
日時 1月 6日(金)午後4時30分～  
場所 熊谷スポーツホテルPARK WING
- (6) 深谷商工会議所 新春賀詞交歓会  
日時 1月 6日(金)午後5時30分～  
場所 埼玉グランドホテル深谷
- (7) 正副支部長・地域長会議  
日時 1月10日(火)午後2時30分～  
場所 支部事務局
- (8) 熊谷税務署との協議会  
日時 1月10日(火)午後3時45分～  
場所 熊谷税務署
- (9) 令和4年度第2回理事会  
日時 1月12日(木)例会終了後  
場所 ホテルガーデンパレス

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

《支部推薦》

熊谷市商工業振興対策委員会委員 川田 茂会員

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

熊谷支部 会員数166名

6. 次回例会予定

日時 1月12日(木) 午前 9時30分～  
午前10時00分～

例会

関係機関との協議会

場所 ホテルガーデンパレス

\*バス 午前9時10分 熊谷駅南口

7. 次回研修予定

日時 1月12日(木) 午前10時45分～12時15分

内容 「個人事業承継税制について」

場所 ホテルガーデンパレス

講師 熊谷税務署 資産課税部門統括官 穂積修二氏

単位 2単位

8. ホームページ

熊谷支部 ユーザー名:kumazei パスワード:kuma2012 <http://www.kumazei.or.jp>



県連 ユーザー名:member パスワード:skenren3111. ※半角12文字、最後にドット(.)あり

日税連 ユーザー名・パスワード共に: taxnz

本会 ユーザー名・パスワード共に: kzei0223

税理士協同組合 ユーザー名:zei パスワード:szeikyo3111

\* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。

9. その他

2月例会	2月 7日(火)	午前10時30分～
3月例会	3月27日(月)	午後 2時00分～

\* 予定ですので変更になる場合もあります。

e-Tax・eLTAXの利用を推進しましょう。

日時 令和4年12月12日  
16時30分～  
場所 ホテルガーデンパレス

## 税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

- 1 支部長あいさつ
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 2 税務署長あいさつ
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 3 県税事務所長あいさつ
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 4 税務署からの連絡事項

- (1) 令和4年分確定申告期における閉庁日対応について (総務課)  
別添1「閉庁日対応税務署」参照

令和4年分確定申告期における閉庁日対応は、別添1「閉庁日対応税務署」のとおり、令和5年2月19日(日)及び2月26日(日)に実施します。  
対応業務は、確定申告書用紙の配付、申告相談及び確定申告書の收受となります。  
なお、納付については取り扱っておりませんのでご注意ください。

(2) 令和4年分所得税等確定申告期におけるe-Tax及びe-Tax・作成コーナーヘルプデスクの受付時間について (総務課)

イ e-Taxの受付時間 (利用可能時間)

<p>○ 確定申告期間 (令和5年1月4日(水)～3月15日(水))</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 全日 (土・日・祝日を含む。)</li></ul> <p><b>24時間</b></p> <p>(注) 1 1月4日(水)は8時30分から受付開始。 2 毎週月曜日0時～8時30分のメンテナンス時間を除く。ただし、3月13日(月)は終日受付。</p>
<p>○ 通常期 (確定申告期間以外)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 火曜日～金曜日 (休祝日及び12月29日～1月3日を除く。)</li></ul> <p><b>24時間</b></p> <p>(注) 休祝日の翌稼働日は8時30分から受付開始。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 月・土・日・休祝日</li></ul> <p><b>8時30分～24時</b></p> <p>(注) メンテナンス日を除く。メンテナンス日については四半期ごとにe-Taxホームページに掲載。</p>

(注) 確定申告書等作成コーナーについては、24時間利用可能ですが、e-Taxへ提出(送信)する場合には、上記受付時間内に行っていただく必要があります。

ロ e-Tax・作成コーナーヘルプデスクの受付時間

<p>○ 確定申告期間 (令和5年1月10日(火)～3月15日(水))</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 月曜日～金曜日 (2月23日(木・祝)を除く。)</li></ul> <p><b>9時～20時</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 日曜日 (2月19日、26日、3月5日、12日に限る。)</li></ul> <p><b>9時～20時</b></p>
<p>○ 通常期 (確定申告期間以外)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 月曜日～金曜日 (休祝日及び12月29日～1月3日を除く。)</li></ul> <p><b>9時～17時</b></p>

(3) 国家公務員倫理法について (総務課)

別添2「国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ」参照

国家公務員は、法令により利害関係者からの金銭や物品の贈与等を受けることが禁止されています。国家公務員自身が襟を正すのはもちろんのこと、税理士の皆様方におかれましても、ご理解、ご協力をお願いいたします。

(4) 確定申告期の税理士一括提出窓口の廃止について (管理運営部門)

昨年に引き続き、一括提出窓口を廃止させていただきます。

できる限り、e-Taxや郵送での提出をお願いいたします。

なお、控えの返信が必要な場合は、返信用封筒を同封してください。

また、税務署へ提出される場合は、お手数ですが記載済み申告書の提出窓口へお

並びください。

- (5) 「源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせはがき」の発送について (管理運営部門)

イ 送付対象者

源泉徴収義務者のうち、納期の特例適用者で次に掲げる者

(イ) 新規に納期の特例の適用を受けることとなった者

(ロ) 直前の2納期分のいずれかに未納、期限後納付又は納税告知のある者

ロ 発送日 令和4年12月19日(月)

- (6) 令和4年分確定申告に係る振替納付日について (管理運営部門)

イ 申告所得税及び復興特別所得税 令和5年4月24日(月)

ロ 消費税及び地方消費税(個人事業者) 令和5年4月27日(木)

令和4年分の確定申告に係る振替納付日につきまして、記載のとおり決定しております。関与先等への納付指導及び振替納税の利用勧奨につきまして、ご協力をお願いいたします。

- (7) スマホアプリ納付の導入について (管理運営部門)

別添3「国税の納付はスマホでスマートに」参照

別添3「国税の納付はスマホでスマートに」のとおり、国税の納付についてスマホアプリ納付が可能になりました。

利用開始日：令和4年12月1日

- (8) 財産債務調書・国外財産調書の提出見込者等への照会について (個人課税部門)  
提出見込者及び記載不備者に対して、12月1日(木)に関東信越国税局業務センターから照会文書を発送しております。

- (9) 申告相談において使用する同意書様式について (個人課税部門)

関東信越税理士会と国税局が協議し、昨年と同様の取り扱いとなりました(納税者の同意の下で、マイナンバーの提示を受けた旨を証するために同意書の記入を納税者が行います。)

同意書が必要となる協議派遣事業及び無料申告相談に同意書を用意します。

- (10) 確定申告期の税務支援について (個人課税部門)

確定申告期間中のご多忙の中、ご理解とご協力をお願いいたします。

イ 協議派遣事業におけるe-Tax(代理送信)の推進について

税理士会熊谷支部と青色申告会及び農業青色申告会との間で行われる協議派遣による申告相談会では、先生方の代理送信を基本としておりますので、e-Taxの積極的なご利用をお願いいたします。

代理送信によるe-Taxが徹底されるよう7つの青色申告会、6つの農業青色申告会と協議を重ねております。

□ 税理士無料申告相談の日程等について

期間：令和5年2月16日（木）～3月2日（木）

場所：上柴公民館 大会議室2（アリオ深谷3階）

当会場においても、当日の入場整理券を交付し、マスク着用、換気、検温の実施、機器等の消毒などの対応を行います。

(11) 電子帳簿保存法の改正について （個人課税部門）  
別添4「電子取引データの保存方法をご確認ください」

電子帳簿等保存制度は、「電子帳簿等保存」、「スキャナ保存」及び「電子取引データ保存」の3つの制度から成り立っており、令和3年度の税制改正で抜本的な見直しがされています。

このうち、「電子取引データ保存」については、令和4年度の税制改正において、電子データの保存要件への対応が困難な事業者の実情に配慮し、2年間の宥恕規定が設けられました。

そのため、電子帳簿の保存義務がある全ての納税者は、少なくとも、令和6年1月以降に行う電子取引について、適切に電子データを保存する必要がありますので、関与先に対しまして計画的な準備をお願いします。

(12) e-Taxによる相続税申告について  
別添5「イメージデータで提出可能な添付書類（相続税申告）」

添付書類

- 1 「閉庁日対応税務署」
- 2 「国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ」
- 3 「国税の納付はスマホでスマートに」
- 4 「電子取引データの保存方法をご確認ください」
- 5 「イメージデータで提出可能な添付書類（相続税申告）」

## 5 熊谷市・深谷市・寄居町からの連絡事項

- (1) 軽自動車税納付確認システム（軽JNKS）について（軽自動車税）  
別添6「軽自動車の車検は、軽JNKSで変わる！」参照
  
- (2) 軽自動車保有関係手続のワンストップサービス（軽自動車OSS）について  
（軽自動車税）  
別添7「「軽」を買ったら、軽自動車OSS」参照

### 添付書類

- 6「軽自動車の車検は、軽JNKSで変わる！」
- 7「「軽」を買ったら、軽自動車OSS」

国税局(所)	都道府県	令和5年2月19日の日曜日及び2月26日の日曜日に閉庁日対応する税務署名等	
札幌国税局	北海道	札幌北・札幌南・札幌西・札幌東	
仙台国税局	青森県	青森	
	岩手県	【盛岡】	
	宮城県	仙台北・仙台中 合同会場（仙台北・仙台中・仙台南）	
	秋田県	合同会場（秋田南・秋田北）	
	山形県	【山形】	
関東信越国税局	福島県	【福島】	
	茨城県	【土浦】・竜ヶ崎 合同会場（水戸・日立・太田）	
	栃木県	【宇都宮】	
	群馬県	【前橋】・【高崎】	
	埼玉県	川越・所沢・春日部・上尾・【越谷】・朝霞 合同会場（熊谷・行田） 合同会場（川口・西川口） 合同会場（浦和・大宮）	
	新潟県	【新潟】	
東京国税局	千葉県	千葉東・千葉南・千葉西・【市川】・船橋・【木更津】・松戸・【成田】・柏	
	東京都	杉並・荻窪・豊島・板橋・葛飾・八王子・武蔵野・武蔵府中・【町田】・日野・東村山 合同会場（魏町・神田・日本橋・京橋・芝・麻布・小石川・本郷・東京上野・浅草・本所・向島・江東西・江東東） 合同会場（品川・荏原） 合同会場（四谷・新宿・中野） 合同会場（目黒・世田谷・北沢・玉川・渋谷） 合同会場（大森・雪谷・蒲田） 合同会場（王子・荒川） 合同会場（練馬東・練馬西） 合同会場（足立・西新井） 合同会場（江戸川北・江戸川南） 合同会場（立川・青梅）	
	神奈川県	横浜南・神奈川・戸塚・緑・川崎南・川崎北・川崎西・横須賀・平塚・鎌倉・藤沢・小田原・相模原・厚木・大和 合同会場（鶴見・横浜中・保土ヶ谷）	
	山梨県	甲府	
	富山県	【富山】	
	石川県	金沢	
	福井県	福井	
	名古屋国税局	岐阜県	合同会場（岐阜北・岐阜南） 合同会場（静岡・清水）
		静岡県	合同会場（浜松西・浜松東）
		愛知県	豊橋・岡崎・【一宮】・【半田】・【津島】・【豊田】・【小牧】 合同会場（千種・名古屋中・昭和） 合同会場（名古屋東・名古屋北・尾張瀬戸） 合同会場（名古屋西・名古屋中村・熱田・中川） 合同会場（刈谷・西尾）
三重県		【津】	
大阪国税局	滋賀県	合同会場（大津・草津）	
	京都府	宇治 合同会場（上京・左京・中京・東山・下京・右京・伏見）	
	大阪府	豊能・【吹田】・枚方・茨木・八尾・【富田林】・【門真】・東大阪 合同会場（大阪福島・西・港・天王寺・浪速・西淀川・東成・生野・旭・城東・阿倍野・住吉・東住吉・西成・東淀川・北・大淀・東・南） 合同会場（堺・泉大津） 合同会場（岸和田・泉佐野）	
	兵庫県	【姫路】・【尼崎】・明石・【伊丹】・【加古川】 合同会場（灘・兵庫・長田・須磨・神戸） 合同会場（西宮・芦屋）	
	奈良県	合同会場（奈良・葛城）	
	和歌山県	和歌山	
広島国税局	鳥取県	【鳥取】	
	島根県	【松江】	
	岡山県	合同会場（岡山東・岡山西・西大寺・瀬戸）	
	広島県	合同会場（広島東・広島南・広島西・広島北）	
高松国税局	山口県	【山口】	
	徳島県	【徳島】	
	香川県	【高松】	
	愛媛県	松山	
福岡国税局	高知県	高知	
	福岡県	香椎・【西福岡】 合同会場（門司・若松・小倉・八幡） 合同会場（博多・福岡）	
	佐賀県	【佐賀】	
熊本国税局	長崎県	【長崎】	
	熊本県	合同会場（熊本西・熊本東）	
	大分県	【大分】	
沖縄国税事務所	宮崎県	【宮崎】	
	鹿児島県	【鹿児島】	
沖縄国税事務所	沖縄県	合同会場（那覇・北那覇）	

228署

（注1） 合同会場では、（ ）内の税務署管内の納税者の申告書の收受を行う。

（注2） 【 】書きの税務署は、署外会場を示す。





# 国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ ～倫理の保持に御協力ください～



国家公務員は、法令により利害関係のある事業者の皆様から以下の行為を受けることが禁止されています。国家公務員自身が襟を正すことはもちろんですが、事業者の皆様におかれましても、御理解・御協力をお願いします。

## × 金銭や物品の贈与

- × たとえ祝儀や香典という名目であっても違反
- 国家公務員本人との関係でない場合(例えば国家公務員の配偶者が知人で、祝儀を出すなど)はOK

## × 酒食等のもてなし(接待)

- 公務員が職務として出席した会議で、弁当などの簡素な飲食物を出す場合は OK
- 多数の者が出席する立食パーティーで無料で飲食物を提供する場合は OK
- 割り勘で飲食を共にする場合は OK
- ※ 国家公務員が自身の費用を確認するため、会計金額等を確認する場合がありますので、御協力をお願いします。

## × 車での送迎など、無償でのサービスの提供

- 職務で来た公務員を、周辺の交通事情等から相当と認められる範囲で、日常的に使用している自動車(社用車など)により送迎する場合は OK

## × 一緒に麻雀等の遊技、ゴルフ、旅行をすること

- × 公務員が自身の費用を負担した場合も違反

## × 金銭の貸付け

- 金融機関が一顧客である公務員に貸付けを行う場合は OK

## × 未公開株式の譲渡

- × 有償であっても無償であっても違反

## × 無償での物品や不動産の貸付け

- 訪問を受けた際などに、文房具等を貸す場合は OK

あなたにとって利害関係者に該当するかは裏面をご覧ください！



# あなたはどの国家公務員にとっての「利害関係者」ですか？

以下の職務を行う国家公務員にとって、あなたがその職務の相手方となる場合、その国家公務員にとって、あなたは「利害関係者」となります。

- ☑ あなたの事業を所管している部局の担当職員
- ☑ 立入検査、監査又は監察を行う担当職員
- ☑ 不利益処分や行政指導を行う担当職員
- ☑ 許認可等や補助金等の交付を行う担当職員
- ☑ 契約事務の担当職員

(注) 利害関係のあった職員が異動した場合も、異動後3年間は利害関係者として取り扱われます。



あなたは、利害関係者ではありません。ただし、これらの事務を担当していない国家公務員に対しても、繰り返し接待をするなど、社会通念上相当と認められる程度を超える場合は、法令違反となり、相手方の国家公務員は処分されてしまいます。

「社会通念上相当と認められる」か否かは、利益供与の理由、額、頻度、国家公務員との関係性などを総合的に勘案して判断することとされています。

判断に迷う場合は、相手方機関又は倫理審査会事務局へお問い合わせください。

国家公務員倫理審査会HP

国家公務員倫理審査会

検索



公務員倫理ホットライン

(匿名での相談・通報も受け付けています)

メール rinrimail@jinji.go.jp

※ 郵送、電話、FAXによる通報も受け付けております。詳細は下記のwebサイトを参照ください。

WEB

公務員倫理ホットライン

検索



※ 相談・通報者の指名等は窓口限りにとどめるなど、相談・通報したことを理由として相談・通報者が不利益な取扱いを受けないよう万全を期しています。

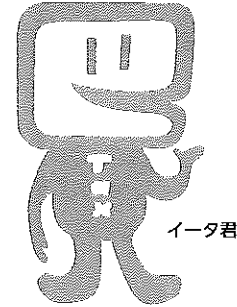
# 国税の納付は

# スマホで スマートに

6つのPay 払い(〇〇ペイ)から  
納付手続きが行えます！

 PayPay
  d払い
  au PAY  
 LINE Pay
  Pay
  amazon pay

スマホアプリ納付の  
詳しい情報はこちらから



**令和4年12月1日から国税のスマホアプリ納付が利用可能になります。**

✓ **事前手続き不要！**

✓ **いつでもできる！  
場所を選ばず  
どこでもできる！**

「国税スマートフォン  
決済専用サイト」に  
アクセス！

Pay 払い(〇〇ペイ)  
を選択し、画面の表示  
に従って手続き！

## 留意点

- アカウント残高を利用した支払い方法のみ利用可能なため、事前に利用する Pay 払い(〇〇ペイ)へのアカウント登録及び残高へのチャージが必要です。
- 原則として、全ての税目で納付が可能です。ただし、印紙を貼り付けて納付する場合等、ご利用ができない税目があります。
- 一度の納付での利用上限金額は 30 万円です。  
※ 利用する Pay 払い(〇〇ペイ)で設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります。
- 領収証書は発行されません。  
※ 領収証書が必要な方は、金融機関や税務署の窓口で納付してください。  
なお、「納付手続の完了」画面で「納付内容をダウンロード」していただくか、「納付情報の入力」画面でメールアドレスを登録し、納付手続完了メールを受信することで、納付内容を確認することができます。

詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

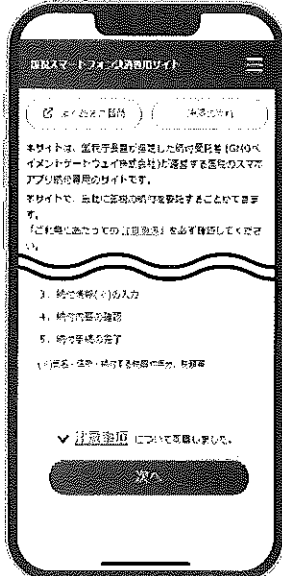
# スマホアプリ納付の手続きの流れ

## 1 国税スマートフォン決済専用サイトにアクセス

- e-Tax を利用して申告書等データを送信した方は、メッセージボックスに格納される受信通知からアクセス。
- 国税庁ホームページからアクセスする方は、国税庁ホームページの「スマホアプリ納付の手続」ページに表示されている「国税スマートフォン決済専用サイト」からアクセス。

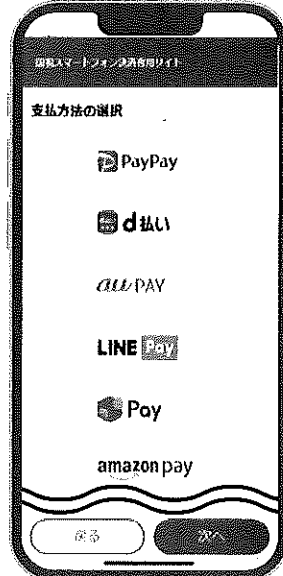
## 2 国税スマートフォン決済専用サイトで手続き

### 1 決済専用サイトトップ



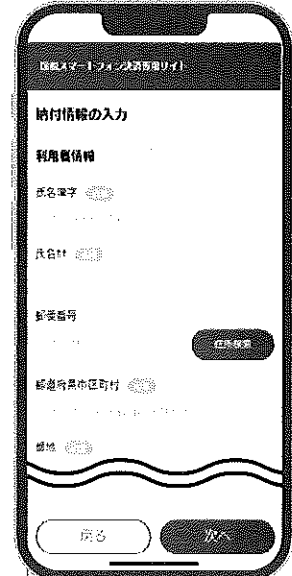
決済専用サイトが表示されます。注意事項を確認し、「次へ」をタップします。

### 2 支払方法の選択



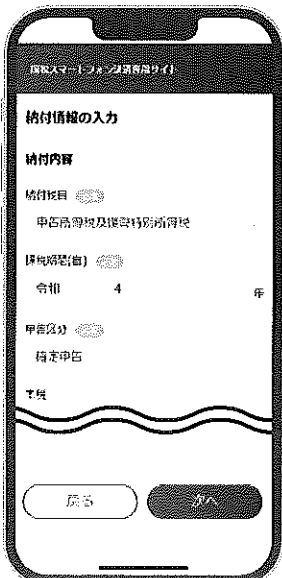
利用する Pay 払い(〇〇ペイ)を選択し、「次へ」をタップします。

### 3 納付情報(氏名等)の入力



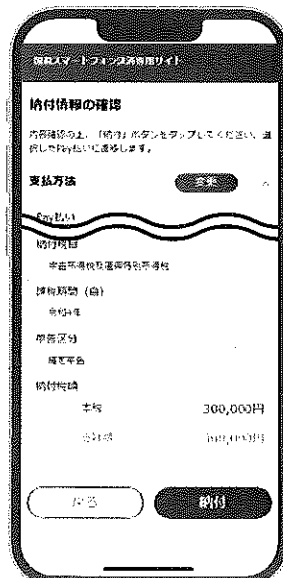
画面の表示に従って、氏名や住所などを入力し、「次へ」をタップします。

### 4 納付情報(税額等)の入力



納付する税目や税額を入力し、「次へ」をタップします。

### 5 入力内容の確認、納付



入力した内容を確認し、「納付」をタップします。  
※ 選択した Pay 払い(〇〇ペイ)が起動します。

### 6 完了!



選択した Pay 払い(〇〇ペイ)でお支払い後、「納付手続の完了」画面が表示されたら手続完了です!

## ポイント

- e-Tax を利用して申告書等データを送信し、受信通知(納付区分番号通知)からアクセスした方や、確定申告書等作成コーナーで書面による申告書を作成し、出力された QR コードからアクセスした方は、納付情報が引き継がれますので、③、④の入力は不要です。

※「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

【令和4年1月以降用】

## 電子取引データの保存方法をご確認ください

- ◆ 令和5年12月31日までにを行う電子取引については、**保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えありません（事前申請等は不要）。**
- ◆ 令和6年1月からは保存要件に従った電子データの保存が必要ですので、そのために必要な準備をお願いします。

- 請求書・領収書・契約書・見積書などに関する電子データを送付・受領した場合には、その電子データを一定の要件を満たした形で保存することが必要です。
- 申告所得税・法人税に関して帳簿書類の保存義務がある全ての方にご対応いただく必要があります。

### ✓ 保存すべき電子データは？

#### ◆ 紙でやりとりしていた場合に保存が必要な情報が含まれる電子データ

(例) 請求書、領収書、契約書、見積書など

※受け取った場合だけでなく、送った場合についても保存が必要です。

※例えば、電子メールの本文・添付ファイルで請求書に相当する情報をやりとりした場合や、WEB上でおこなった備品等の購入に関する領収書に相当する情報がサイト上でのみ表示される場合には、それぞれの電子データを保存する必要があります（PDFやスクリーンショットによる保存も可）。

### ✓ どのように保存する必要があるのか？

#### ◆ 改ざん防止のための措置をとる

「タイムスタンプ付与」や「履歴が残るシステムでの授受・保存」といった方法以外にも「改ざん防止のための事務処理規程を定めて守る」でも構いません。

#### ◆ 「日付・金額・取引先」で検索できるようにする

専用システムを導入していなくても、①索引簿を作成する方法や、②規則的なファイル名を設定する方法でも対応が可能です（詳しくは裏面をチェック）。

※2年（期）前の売上が1,000万円以下であって、税務調査の際にデータのダウンロードの求め（税務職員への提示等）に対応できる場合には、検索機能の確保は不要です。

#### ◆ ディスプレイ・プリンタ等を備え付ける



## ✓ 改ざん防止のための措置について

- ◆ システム費用等をかけずに導入できる“改ざん防止のための事務処理規程”については、国税庁HPでサンプルを公表しています。

※Word ファイルで公表していますので、ひな形としてご利用いただけます。



## ✓ 検索機能を確保する簡易な方法について

以下のいずれかの方法でも、検索機能を確保していることとなります。

- ◆ 表計算ソフト等で索引簿を作成する方法

表計算ソフト等で索引簿を作成しておくことで、表計算ソフト等の機能を使って検索する方法です。

〔イメージ〕

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20210131	110000	㈱霞商店	請求書
2	20210210	330000	国税工務店㈱	注文書
3	20210228	330000	国税工務店㈱	領収書
⋮				
49	20211217	220000	㈱霞商店	請求書
50	20211227	55000	国税工務店㈱	領収書

- ◆ 規則的なファイル名を付す方法

データのファイル名に規則性をもって「日付・金額・取引先」を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、フォルダの検索機能が活用できるようにする方法です。

〔イメージ〕

- ① 20210131\_110000\_(株)霞商店.pdf
- ② 20210210\_330000\_国税工務店(株).msg
- ③ 20210228\_330000\_国税工務店(株).pdf
- ④ 20211217\_220000\_(株)霞商店.msg

〔例〕2021年1月31日 ㈱霞商店からの110,000円の請求書なら「20210131\_110000\_(株)霞商店」

※ 税務調査の際に、税務職員からデータのダウンロードの求めがあった場合には、上記のデータについて提出してください。

## ✓ 市販のソフトウェア等を使用する方への参考情報

- ◆ 電子取引データの保存については、専用システムやソフトウェア等をご用意いただかなくても対応いただけますが、保存や検索などが効率的にできるソフトウェア等も販売されています。

- ◆ 要件を満たしたソフトウェア等か確認するための認証制度があります。

市販のソフトウェア等で機能要件を満たすと認証を受けた製品には、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（J I I M A）の認証マークが付されています。また、独自開発されるシステムを対象に税務署又は国税局に事前相談窓口も設けています。

電子帳簿保存法の取扱通達やQ&Aについては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されています。詳しくは、 で

## イメージデータで提出可能な添付書類 (相続税申告)

イメージデータ (PDF形式) による提出が可能な主な添付書類は、次のとおりです。

なお、添付書類の名称は、例示として掲げているものであり、送付する添付書類の名称が相違している場合であっても類似するものであれば、イメージデータにより提出することができます。

また、この一覧は、令和4年4月1日現在の法令に基づくものです。

### I 法令上提出する必要がある書類

主な項目	添付書類の名称
1 e-Taxによる提出ができない申告書	e-Taxにより提出ができない申告書 (以下「e-Tax未対応申告書」という。) は、イメージデータでの提出を可能としております。 e-Tax未対応申告書は「相続税申告等のe-Tax提出方法一覧」によりご確認ください (イメージデータにより提出が可能な帳票は、「PDF」と表示しています。)
2 一般の場合 (3~5の特例等の適用を受けない場合) (相続税法第27条)	次のいずれかの書類 (1) 被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍の謄本 (相続開始の日から10日を経過した日以後に作成されたもの) (2) 図形式の法定相続情報一覧図の写し (子の続柄が実子又は養子のいずれであるかが分かるように記載されたものに限り、) なお、被相続人に養子がいる場合には、その養子の戸籍の謄本又は抄本の提出も必要です。
3 相続時精算課税適用者がいる場合 (相続税法第27条)	①上記2に掲げる書類 ②被相続人の戸籍の附票の写し (※) ※ 相続開始の日以後に作成されたものに限り、
4 配偶者の税額軽減の適用を受ける場合 (相続税法第19条の2)	①上記2に掲げる書類 ②遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し ③相続人全員の印鑑証明書 (遺産分割協議書に押印したもの) ④申告期限後3年以内の分割見込書 (申告期限内に分割ができない場合)
小規模宅地等の特例の適用を受ける場合 (租税特別措置法第69条の4)	【共通】 上記4に掲げる書類
5 【特定居住用宅地等】 ・被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物に居住していた親族又は被相続人と生計を一にしていた親族が、被相続人等の居住の用に供されていた宅地等について特例の適用を受ける場合	特例の適用を受ける宅地等を自己の居住の用に供していることを明らかにする書類 ※ 特例の適用を受ける人が被相続人の配偶者である場合又はマイナンバー (個人番号) を有する者である場合には提出不要です。
・被相続人の親族で、相続開始前3年以内に自己等の所有する家屋に居住したことがないことなど一定の要件を満たすが、被相続人の居住の用に供されていた宅地等について特例の適用を受ける場合	①相続開始前3年以内における住所又は居所を明らかにする書類 (※) ②相続開始前3年以内に居住していた家屋が、自己、自己の配偶者、三親等内の親族又は特別の関係がある一定の法人の所有する家屋以外の家屋である旨を証する書類 ③相続開始の時に自己の居住している家屋を相続開始前のいずれの時に自己も所有していたことがないことを証する書類 ※ 特例の適用を受ける人がマイナンバー (個人番号) を有する者である場合には提出不要です。
・被相続人が養護老人ホームに入所していたことなど一定の事由により相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていなかった宅地等について特例の適用を受ける場合	①被相続人の戸籍の附票の写し ②介護保険の被保険者証の写し、障害福祉サービス受給者証の写しなど ③施設への入所時における契約書の写しなど
【特定事業用宅地等】 ※ 特定事業用宅地等が一定の郵便局舎の敷地の用に供されている場合に限り、	総務大臣が交付した証明書
【特定同族会社事業用宅地等】	①法人の定款の写し ②法人の発行済株式の総数 (又は出資の総額) 及び被相続人等が有するその法人の株式の総数 (又は出資の総額) を記載した書類でその法人が証明したもの
【貸付事業用宅地等】 ※ 貸付事業用宅地等が平成30年4月1日以後に新たに被相続人等の特定貸付事業の用に供されたものである場合に限り、	過去4年分の所得税青色申告決算書 (不動産所得用) の写しなど被相続人等が相続開始の日まで3年を超えて特定貸付事業を行っていたことを明らかにする書類

## II I 以外で提出をお願いしている書類

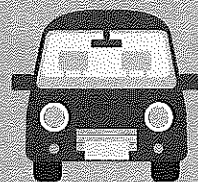
主な項目	添付書類の名称
1 申告書作成時の検討内容を確認する書類	①相続税の申告のためのチェックシート ②税理士法第33条の2の添付書面に係るチェックシート〔相続税〕
2 相続財産の分割等に関する書類	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し（配偶者の税額軽減などの適用を受ける場合には、法令上提出する必要がある書類となります。）
3 不動産に関する書類	①所有不動産を証明するもの（固定資産税評価証明書、登記事項証明書等）の写し ②賃貸借契約書の写し ③小作に付されている旨の農業委員会の証明書の写し ④実測図の写し
4 事業（農業）用財産に関する書類	資産・負債の残高表の写し など
5 有価証券に関する書類	①証券、株券、通帳又はその預り証の写し ②配当金支払通知書（保有株数表示）の写し
6 現金・預貯金に関する書類	①預貯金・金銭信託等の残高証明書の写し ②預貯金通帳の写し
7 家庭用財産に関する書類	車検証の写し など
8 生命保険金等に関する書類	①保険証券の写し ②支払保険料計算書の写し
9 退職手当金等に関する書類	取締役会議事録の写し など
10 立木に関する書類	①立木証明書の写し ②森林経営計画書の写し ③森林簿の写し ④森林組合等の精通者意見の写し
11 その他の財産に関する書類	①借用証の写し ②会員証（券）の写し ③賃貸借契約書、通帳、領収書（控）の写し ④損害保険契約に係る保険証券の写し ⑤損害保険契約に係る支払保険料計算書の写し
12 債務に関する書類	①納付書の写し ②納税通知書の写し ③請求書の写し ④手形の写し ⑤賃貸借契約書の写し ⑥相続権利放棄申述の証明書の写し
13 葬式費用に関する書類	①領収証の写し ②請求書の写し
14 生前贈与財産の相続財産への加算に関する書類	①贈与証書の写し ②預貯金通帳の写し



主な項目	添付書類の名称
15 財産の評価に関する書類	①取引相場のない株式（出資）の評価明細書 ②上場株式の評価明細書 ③登録銘柄及び店頭管理銘柄の評価明細書 ④土地及び土地の上に存する権利の評価明細書 ⑤配偶者居住権等の評価明細書 ⑥一般動産及び船舶の評価明細書 ⑦定期借地権等の評価明細書 ⑧市街地農地等の評価明細書 ⑨山林・森林の立木の評価明細書 ⑩特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の評価明細書 ⑪営業権の評価明細書 ⑫定期金に関する権利の評価明細書 ⑬信託受益権の評価明細書 ⑭実測図の写し ⑮土地の賃貸借契約書の写し ⑯住宅地図の写し ⑰固定資産税評価証明書の写し ⑱納税通知書の写し ⑲不動産売買契約書の写し ⑳登記事項証明書の写し
16 小規模宅地等の特例の適用を受けるときに居住用の部分と貸付用の部分がある場合	賃貸借契約書の写し など
17 相続税額の2割加算が行われる場合	①遺言書の写し ②贈与契約書の写し
18 障害者控除額がある場合	障害者手帳の写し など

※法令により『登記事項証明書(不動産及び商業・法人)』の添付が規定されている手続については、申請者が記載等により必要事項を税務署等に提供する場合、登記事項証明書の添付を省略することができます。詳細は [こちら](#) のページをご覧ください。

# 軽自動車の車検は、



# 軽

# JNK5

## で変わる!

令和5年1月から、

Jidoshazei Notu Kakunin System システム シェンクス  
軽自動車税納付確認システム(軽JNK5)で、

## 継続検査窓口

## の 納税証明書の提示

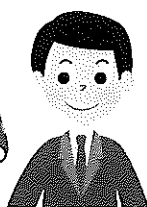
原則

## 不要

 になります! ※詳細は裏面をご覧ください。

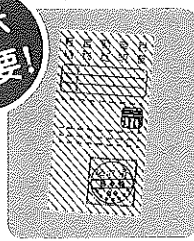
納税証明書の提示が原則不要に!

継続検査申請 (OSS / OCR)



申請者

提示  
不要!

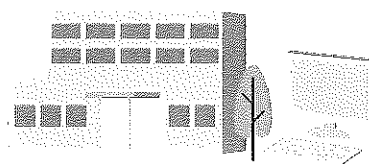


納税証明書



申請書  
自賠責保険等

申請書類



軽自動車検査協会

照会 ↓ ↑ 回答

## 軽 JNK5

納付情報 ↑ 登録

紛失しても...

納税証明書の再交付申請

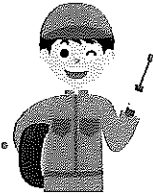
## 不要!



市区町村



## ご注意ください



- 軽自動車税種別割の納付方法によっては、納付情報が軽JNKSに登録されるまで相応の日数を要する場合があります。  
※車検をお急ぎの場合は、早めの納付をお願いします。
- 軽自動車税種別割を納付したにもかかわらず、軽JNKSに納付情報が登録されていない場合や、転入直後で軽JNKSへの登録がされていない場合など、軽JNKSに関するご質問は、市区町村の軽自動車税担当課にお問い合わせください。

## よくあるお問い合わせ

Q1



軽自動車税種別割を納付後すぐに継続検査を申請したいのですが、軽JNKSでの納付確認はできますか？

A1

軽自動車税種別割を納付後すぐに継続検査を申請したい場合は、金融機関の窓口やコンビニ等でお支払いいただき、納税通知書に添付された納税証明書をご提示ください。なお、以下の場合は、使用の本拠地を管轄する市区町村へご相談ください。

- ・ 過去に未納があるため納税通知書に添付された納税証明書が有効でない場合
- ・ 納税証明書が添付された納税通知書等が手元にない場合



Q2



軽自動車税の未納がないにもかかわらず、軽JNKSで確認出来ず、紙の納税証明書が必要になる場合がありますか？

A2

次のようなケースは、軽JNKSによる納付確認ができないため、紙の納税証明書が必要となる場合があります。

- ・ 納付したばかりのため、軽JNKSに納付情報が登録されていない場合
- ・ 中古車の購入直後の場合
- ・ 他の市区町村へ引っ越した直後の場合
- ・ 対象車両に過去の未納がある場合



「軽」を買ったら、



軽自動車ワンストップサービス  
**軽自動車OSS**

令和5年1月から

「新車購入時の軽自動車保有関係手続」が対象に!

軽自動車OSSは「パソコンからインターネット」で「24時間365日」いつでも、検査の申請、各種手数料や国税の納付、地方税の申告納付ができるサービスです。

メリット

1

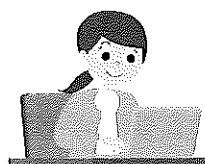
手続のために、行政機関等の窓口に出向く必要がありません。  
※ ただし、軽自動車検査協会の窓口での「車検証等」の受取りは必要です。



2

申請・申告・納付の各種手続を、順番どおりに一連の流れで行えます。

ワンストップ化

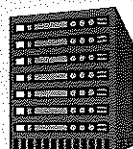


申請者

電子申請・申告・納付  
 ・検査手数料等  
 ・自動車重量税  
 ・軽自動車税環境性能割

軽OSS

軽自動車ワンストップサービス



電子データのやりとり



軽自動車検査協会



市区町村

インターネットバンキングを利用した納付が可能になります!

※一括利用者システムを利用したOSS申請(一括申請)を行った場合は、国庫金に加えて地方税もダイレクト納付が利用可能になります。





## ご注意ください

- 令和5年1月から軽自動車OSSの対象になるのは「新車購入時」の手続のみです。  
検査申請、検査手数料・技術情報管理手数料・自動車重量税の納付、軽自動車税環境性能割の申告納付が可能です。  
※軽自動車税種別割の申告もOSSの対象ですが、月割課税がないため納付の必要はありません。
- 二輪・原付・小型特殊は、OSS申請の対象外です。



## よくあるお問い合わせ

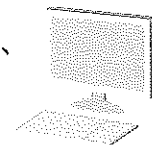
Q1

OSS申請のために準備しておくものはありますか？



A1

OSS申請の利用には、パソコン、電子証明書(マイナンバーカード等)、ICカードリーダ等の準備が必要です。



Q2

スマートフォン・タブレットからの申請は可能ですか？



A2



軽自動車OSSは、スマートフォン・タブレットからの申請はできません。

Q3

車検証やナンバーはどうやって受け取ればいいのですか？

A3



車検証及びナンバー(車両番号標)については、OSS申請の審査終了後に、申請先の軽自動車検査協会の窓口及び同協会構内にある番号標交付団体窓口で受け取ってください。

## 埼税協熊谷地域 12 月例会

令和 4 年 12 月 12 日 (月)

### <会務報告>

令和 4 年 11 月 15 日 (火) 日税グループとの協議会  
15:30～ パレスホテル大宮

### <会務予定>

令和 4 年 12 月 15 日 (木) 常務理事会・第 6 回地域長会  
12:00～ 清水園

令和 4 年 12 月 15 日 (木) 第 2 回理事会  
14:30～ 清水園

### <提携企業インフォメーション>

- ・ 損保ひまわり生命 損保ジャパン
- ・ SBI マネープラザ
- ・ 朝日生命
- ・ 日本生命

令和4年12月12日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部  
支部長 中野 敦夫  
副支部長 中村 武司  
地域長 福島 泰彦  
研修部長 森戸 裕

## 税理士会36時間規定研修

### 令和4年度例会時熊谷支部研修会のご案内

拝啓 朝晩の寒さも厳しくなってきましたが、会員の先生方におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の要領にて研修会を開催いたしますので何かとお忙しいこととは存じますが会員の皆様にご出席いただけますようご案内申し上げます。

敬具

#### 記

日時 令和5年1月12日（木）午前10時45分～12時15分  
場所 ホテルガーデンパレス  
内容 『個人事業承継税制について』  
講師 熊谷税務署資産課税部門 穂積修二統括官  
対象 税理士会会員  
単位 1.5単位  
バス 熊谷駅南口 9時10分発

★資料準備の為、12月23日（金）までに支部事務局宛お申し込み下さい。

FAX 048-521-9612

令和5年1月12日の研修会出席者

会員 \_\_\_\_\_

会員 \_\_\_\_\_

会員 \_\_\_\_\_

会員 \_\_\_\_\_

# 本人通知制度に登録して 不正取得を防止しましょう

過去に発生したスーカ事件や振り込め詐欺事件等のなかで、住民票の写し等が不正な手段で取得され、使われていたものがありました。

これらの不正取得を防止するため、市では、事前に登録することにより「その方の住民票の写し等を代理人や第三者に交付した場合、その事実をその方に通知する制度」を導入しています。これによって、虚偽や成りすましによる不正な取得の早期発見が期待されます。また、今後も「不正を許さない環境づくり」を進めることが重要となりますので、ぜひ、この制度にご登録ください。

## 【登録できる方】

- ・熊谷市に住民登録または本籍がある方

## 【登録方法】

- ・市民課、各行政センター、さくらめいと出張所に備え付けの「本人通知制度事前登録申込書(裏面参照)」にご記入の上、各窓口へご提出ください。  
(郵送でも可。)

申込書は、熊谷市のホームページからもダウンロードできます。

## 【通知の対象となる証明書】

- ・住民票(除票を含む)の写しの内、本籍の記載のあるもの
- ・住民票記載事項証明の内、本籍の記載のあるもの
- ・戸籍(除籍を含む)全部事項証明及び個人事項証明
- ・戸籍(除籍を含む)謄本及び抄本
- ・戸籍記載事項証明(戸籍の届出に係る証明を除く)
- ・戸籍(除籍を含む)の附票の写し

## 【通知する内容】

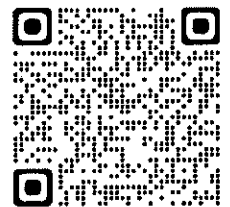
- ・交付した年月日
- ・交付した証明の種類と通数
- ・交付した第三者の区分(本人等の代理人・本人等以外のもの)

## 【登録の有効期間】

- ・廃止の届出が出されるまで継続します。(死亡の場合は、死亡の日まで)

お問合せ先: 〒360-8601 熊谷市宮町二丁目 47 番地 1

熊谷市役所 市民部市民課 048-524-1111 内線 267

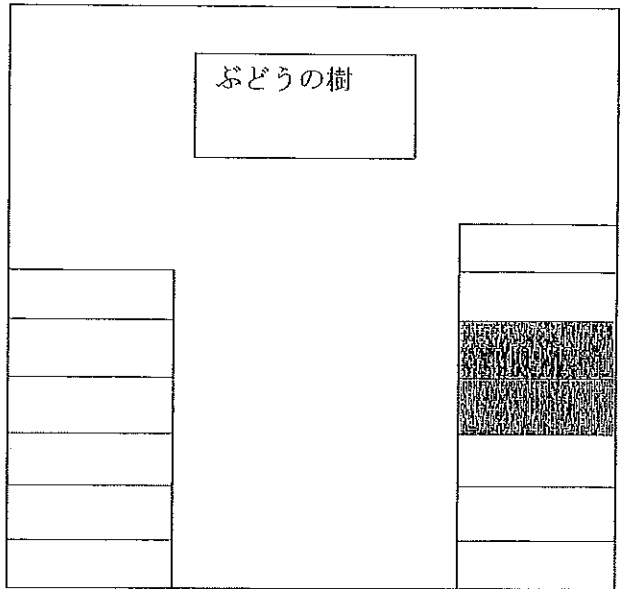


申込書のダウンロードはこちら



電子申請で登録も可能です  
(マイナンバーカードが必要となります)





熊谷税務署

- \*熊谷聖パウロ教会駐車場の利用場所は上記の2台分です。
- \*利用期間は1月1日から3月31までです。
- \*利用できるのは月～土曜日です。

P

税理士会熊谷支部

かんたん！便利！

税金納付に強い味方  
「ペイジー」にお任せ。

対象者 **税理士の皆さま**

納付方法



用途

**国税も地方税も  
ペイジー  
「ダイレクト納付」**

国税は e-Tax で、地方税は eLTAX でご利用いただけます。

利点

- 税理士が納税者に代わって納付手続きが可能。
- 即時または納付日を指定して納付可能。



ペイジーの「ダイレクト納付」は、電子申告等をした後に簡単な操作で、納付手続きが可能となります。迅速かつスムーズな電子納付ができ、とても便利です。



# 国税も地方税もペイジー「ダイレクト納付」が、かんたん便利。



## Pay-easy (ペイジー)<sup>\*</sup>「ダイレクト納付」とは…

税金や手数料等を納付する方が、官庁のシステム等にアクセスし、電子申告・申請を行うことで、簡単かつスムーズな電子納税・納付ができるサービスです。e-Taxで国税、eLTAXの地方税共通納税システムで地方税納付手続きにご利用いただけます。

<sup>\*</sup>ペイジーとは、インターネットバンキング・ATM などを利用して、電子納税・納付ができるサービスです。「ダイレクト方式」はインターネットバンキングの契約不要で、電子納税・納付ができる方式です。

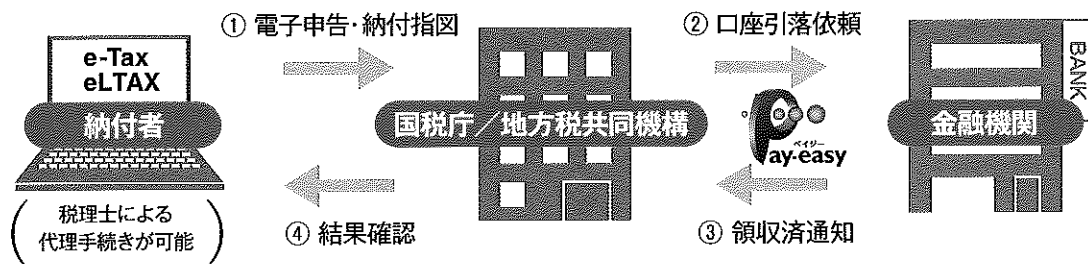
## ペイジー「ダイレクト納付」のメリット

税理士による代理手続きが可能です。

口座登録は  
お早めに!

- いつでも!** 簡単な操作で、即時または指定した日に納付可能
- どこでも!** 自宅やオフィスにいながら外出せずに納付可能
- あんしん!** 現金の持ち運びが不要 (金融機関によって納付可能金額が異なります)
- かんたん!** インターネットバンキングの契約は不要

## ペイジー「ダイレクト納付」の仕組み

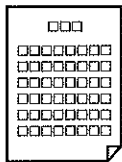


### 「ダイレクト納付」取扱金融機関

都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、ゆうちょ銀行等、多くの金融機関で取扱中! (順次拡大中)

## ペイジー「ダイレクト納付」のご利用方法

### ①事前届出



#### 国税(e-Tax)の場合

●初めて[e-Tax]を利用する場合、利用開始の手続きが必要。

所轄の税務署へ「ダイレクト納付利用届出<sup>\*</sup>」を提出!  
(国税庁・金融機関との三者間契約を締結)

届出書を提出してから約1ヶ月で利用可能となります。  
<sup>\*</sup>国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書

#### 地方税(eLTAX)の場合

●初めて[eLTAX]を利用する場合、利用開始の手続きが必要。

各金融機関へ「地方税共同機構ダイレクト納付口座振替依頼書」を提出!  
依頼書を提出してから約1ヶ月で利用可能となります。

### ②ご利用



#### 国税(e-Tax)の場合

e-Taxを利用して電子申告データ等を送信!

#### 地方税(eLTAX)の場合

eLTAXを利用して電子申告データ等を送信!

●「ダイレクト納付」では、国税・地方税ともに簡単な操作で電子納税手続きを行うことができ、納付期日の指定も可能です。